

平成25年12月議会報告

# 新国会だより

郡山市議会

しんせいかい

VOL. 6

発行日 平成26年1月9日  
発行責任者 橋本 幸一  
住所 郡山市朝日1丁目23-7  
電話 024-924-2507  
FAX 024-924-0141

## 12月市議会の概要

郡山市議会12月定例会は、平成25年12月2日から16日まで開催され予算議案18件、条例議案4件、その他議案20件が提出されました。一般会計補正予算案の、**歳入の主なものは**、復旧・復興関連需要に伴う企業業績の回復等による法人市民税などの市税、一般住宅除染等の放射能対策に係る県支出金、台風等の災害復旧に係る国庫支出金のほか、富久山クリーンセンターの余剰電力売却収入を含む諸収入などを計上されました。

**歳出の主なものは**「保育料無料化の実施に向けたシステム改修委託料」「私立幼稚園・民間認可保育所の屋外遊具更新」「一般住宅除染事業」「B-1グランプリ開催準備事業」等を計上されました。この結果、一般会計補正予算額は、59億1,837万円の増額となり可決されました。

**特別会計は**、給付費等の増額に伴う経費を計上する国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計のほか、15特別会計について目的に沿った経費の補正を行いました。特別会計補正予算額は、1億4,138万円の増額となり可決されました。

**条例・その他の議案については**、施設使用料の減額措置を延



長する「郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例」及び「郡山市職員の給与の臨時特例に関する条例」のほか、平成25年度末で更新を迎える指定管理者制度導入施設50施設に係る民間事業者2社を含む指定管理者の指定議案など21件が可決されました。

なお、9月定例会で否決された「市職員の給与削減条例案」「市長等の給料削減条例案」「議員報酬削減条例案」も可決されました。

### ごあいさつ

新国会 会長(6期) 橋本 幸一  
建設水道常任委員・広域消防組合議員  
奥津町多田野字河田41  
電話024-957-3453・FAX024-957-2425



謹んで新春のお慶びを申し上げます。昨年は、本市にとりまして多事多難な一年でありました。4月の市長選挙で市長が変わり、品川市政がスタートするとともに、市議会議員の構成も変わり、市民の皆様が選んだ市長に対し、議会が何事にも反対の立場をとり、地方議会ではあまり馴染まない与党、野党に分かれ、31名対9名の大きな、ねじれ現象を招き、数の原理から6月議会で副市長人事に不同意、9月議会で正副議長を野党より選出、当然、副議長は第二会派の新国会より選出するのが慣例ですが、それを無視。また、総務大臣、地元根本復興大臣等が閣議決定した職員給与削減案を否決するなど、創風会、郡山市議会公明党等による数の強行な市政運営が特に目立ちました。

私達、新国会9名は、与党の立場ながら少数のため、十分な力を発揮出来ず、市政の停滞を招いたことに、市民の皆様にお詫びを申し上げます。

新年にあたり、本年は市制施行90周年の節目の年、重要な課題、震災復旧復興、除染等、一層の進展を図るとともに、市民生活の安全、安心、住民福祉の向上に努める所存であります。

皆様の大きなご支援、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、年頭のご挨拶と致します。

### 職員給与削減当初案大幅に変更し可決される

「郡山市職員の給与の臨時特例に関する条例案」につきましては、先の9月議会では平均削減率7.3%で提案されました。新国会は賛成しましたが、創風会、郡山市議会公明党はじめ他党派が反対したため否決されました。

12月議会では、平均削減率7.3%から3.58%にダウンさせるとともに、期間も3ヶ月短縮して再提出する予定でしたが、議会から削減率をさらに半分にしよう要請があったため、当局は1.79%で提案しました。

本議案は「国家公務員の時限的な給与削減措置に伴い、地方公共団体の給与についても引下げを求め、その財源措置として地方交付税の削減をはかる」ものです。

新国会は「郡山市職員の給与の臨時特例に関する条例案」に、一貫して、苦渋の決断で賛成の立場を堅持してきました。その理由は「自治体としては、特別交付税や、来年度以降の地方交付税が減額されるのか明らかでないなかで、市民の皆様への影響を考えなければなりません。我々地方議員の役割は、33万市民の皆様生活に影響を及ぼさないようにすること。また、郡山市には県職員約3,000人、国家公務員約1,500人の皆様がおられます。国、県職員は、復興のために痛みを分かち合い、給与削減措置を実施しております。同じ公務員として差が出ます。

教育委員会においても、県職員である教員等の皆様は実施し、教育委員会の市職員の皆様は実施しないことになり、矛盾を生

(前項から)

じます。そして、復興に携わり、大変苦勞したのは全ての市民の皆様です。痛みは国家公務員、県職員、市町村職員を含む全てで分かち合うべきです。」以上のことから、新国会としては削減率、そしてその経過に不満は残ります。

12月議会で可決された内容は、職員給与の平均削減率1.79%、期間は平成26年1月から3月までおこなうことになります。

郡山市の動向を判断の要素にとり入れた自治体は少からずあったと思います。それだけに郡山市は、県内自治体をリードすべく役割を担っており、整合性のある判断が求められます。

なお、総務省及び財務省は、平成25年12月21日、国の要請に応じて、職員給与を削減した自治体に、地方交付税を上乗せして削減努力を評価する仕組みが必要と判断しました。

昨年10月時点での総務省調査では、1311自治体、全体の73%が削減要請に応じています。

## 新国会が主張してきた「議員報酬削減条例案」可決される

議員の報酬引下げ条例について、新国会は9月議会において議員一律10%カットで議員提案をしました。その内容は本市は、東日本大震災からの復旧、また、原子力災害対策に膨大な予算を投入、そして全国から多大な支援をいただいておりますことから、被災地議員自ら身を切る覚悟から提案したものです。しかし少数与党の提案ということもあり否決され今日に至っております。本12月議会において、9月議会で反対した最大会派創風会からは、議長5万円、副議長3万円、議員2万円、期間は本年1月から3月までの3ヵ月間で議員報酬削減条例案

を提出しました。

新国会としては、当初提案した10%削減から大幅に後退し、期間も3ヵ月に短縮されたことに、大いに問題がありますが、9月議会から終始一貫して主張してきたのが新国会です。このことが実現されたので同意しました。

## 指定管理者制度について

指定管理者は、平成15年に地方自治法の改正により、公の施設の管理制度が改正されました。従来、公共団体にだけ認められていた委託の対象が広く民間にも認められることになり、地方公共団体が管理をゆだねる法人(民間の営利法人を含む)を指定して公の施設の管理権をゆだねる指定管理者制度が導入されました。本市は今まで民間に委託されることなく市の財団が行っていましたが、市は本年度末で現在の委託先が期間を満了する48施設で指定管理者を公募し12施設について民間事業者(ゼビオ、新潟総合学院)が指定管理者に選定されました。

そのため、市は、12施設で働く職員について、プロパー職員は同じ財団内で雇用し、嘱託、臨時職員は、新たな指定管理者になる事業者への雇用の継続を求めるとしてあります。

本件の問題点は、本制度が導入されて10年になるのに、郡山市は民間事業者の導入がなされなかったことであります。指定管理者制度移行に伴い、改正点の一つに「指定管理者の範囲については、公共団体、公共的団体、地方公共団体が出資している第三セクターに限ることなく、ひろく民間の営利法人を含めて法人その他の団体」とされました。しかし本市はなぜ、10年もの間、民間に門戸を開放しなかったのか疑問が残るところです。

## 一般質問

市政一般質問には13名の議員が行いましたが新国会からは石川義和議員、廣田耕一議員が登壇し安全・安心なまちづくり等の観点から質問しました。

### 石川 義和 議員



#### 避難勧告発令時機を逸することなく

**問** 伊豆大島の災害は、自治体が、住民に対する避難指示、避難勧告等のありかたが問われている。避難伝達のための客観的基準がない。災害対策基本法は、地方自治体に責任を負わせているが本市は避難勧告はいつ、誰が、どのように出すのか。

また、市として、万全な体制を構築すべきと思うが、どのようなシミュレーションを描いているのか。

**答** 災害対策本部を設置し、収集した気象及び現地情報を総合的に判断し、市長が避難勧告を発令する。

市民への情報伝達については、防災行政無線をはじめ、広報車、緊急速報メールのほか、現在、導入を進めているウェブサイト、ツイッター等のメディアを用いた「災害に強い情報連携システム」など、様々な情報手段を活用し、市民に伝達、周知を図ることとしている。

国においては、今回の伊豆大島の被害を受け、夜間に避難を求める場合の基準も含め、年度内の避難勧告の指針を見直すこととしていることから、これらを踏まえ、避難勧告に当たっては、時機を逸することなく判断し、市民の迅速かつ円滑な避難の実現に努める。

#### 災害危険箇所の周知徹底を

**問** 近年、気候変動に伴い、全国的には、大規模な山地斜面の崩壊が増えている。

### 廣田 耕一 議員



#### 公共施設と公共インフラの管理運営について

**問** 社会基盤施設が次々と大規模改修や建替えの時期を迎え、今後の維持管理や更新及び長寿命化など保全整備に多額の経費を要することが大きな課題となっている。今後、公共施設と公共インフラのあり方について、検討が必要であると思うがどうか。

**答** 普通会計における施設保全に係る維持補修費が、20年前と比較し約2億6千万円増加している。11月から新たに設置した「公有資産活用室」において、公的資産の有効活用や、施設の保全など、国が定めた「日本再興戦略」に基づく「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」に向け、全庁的な公共施設等のマネジメント強化に取り組んでいく。

#### 「フィードバック学習方式」について

**問** フィードバック学習方式とは、学習上の「つまずき」を明らかにし、つまずいた内容に戻って学び直し、確実に習得していくことで、確かな学力の定着を図っていくとする板橋区独自の学習方式である。については、本市としてフィードバック学習方式をどう思うか見解を問う。

## 石川 義和 議員

全国の各自治体では、全国統一基準にしたがって「急傾斜地崩壊危険箇所」が選定され、それぞれの自治体が独自の方法で公表している。本市は、県砂防課調べで公表しているが、これだけの公表でよいのか。

本市の災害予防計画にも、土砂災害警戒区域等の周知に「避難場所の周知及び円滑かつ迅速な避難を実施するため、警戒区域や避難場所等を明記した印刷物等を作成し、周知に努める。」となっている。

本市としても「急傾斜地崩壊危険箇所」を積極的に具体的に知らせるべきではないか。

**答** 積極的な危険箇所の公表については被害を軽減するために重要であると考えている。今年度作成した郡山市浸水ハザードマップにおいて、浸水エリア内にある土砂災害危険箇所の記載のみとなっており、その内容を充実させる必要がある。

このため、危険性のある区域や避難場所・避難ルートなどを記載した区域ごとの土砂災害ハザードマップを地域の意見を踏まえながら作成し、対象区域に配布するとともに、ウェブサイトや各種ネットワーク等を活用し、周知していく。

今後も、福島県などと連携して、予防的な施設の整備に加え、土砂災害対策を進め、持続可能で強靱なまちづくりを目指す。

## 消火活動困難な場所の解消に向けて

**問** 本市には、標準的な消防車が入らず、消火活動が困難とされている場所は何箇所あるのか。

また、そこで火災が発生した場合、どのような対応をとるのか。

**答** 消火活動が困難な場所について、消火活動等のスペースを考慮すると、概ね4メートル以上の道路幅が必要であり、みなし道路に係る指定道路図によれば、4メートルに満たない道路は、約3,000箇所となっている。また、そのような場所で火災が発生した場合、水利から140メートル以内であれば、消火ホースの延長で対応ができる。それを超えても増圧により可能である。

## 狭隘道路拡幅整備事業の取組みに向けて

**問** 本市として、「狭隘道路拡幅整備事業」を行う考えがあるのか。その際、測量等は市の負担で行う考えはあるのか。

また、土地所有者に奨励金等を交付して、事業に積極的に取り組む考えはあるか。

**答** 狭隘道路の解消事業については、建築基準法第42条第2項に基づき、建築確認申請の際に、「みなし道路買収事業」として実施している。

この事業にかかる分筆、登記費用は、市が負担しており、測量につきましては、建築設計を行う際の測量成果を活用している。

また制度としての奨励金交付は、公平性の観点、先進地の実態を精査し検討する。

## 空き家対策条例制定に向けて

**問** 本市には空き家が2万軒あるときいている。空き家の中には老朽化し、倒壊の恐れや、防犯、ごみ問題等、近所に迷惑をかけている空き家があると思われるが、本市も条例を制定し積極的に空き家対策に取り組まれてはどうか。

**答** 空き家は、全体的に増加傾向にあり、建物の倒壊や火災、犯罪等の発生等、内容は多岐にわたっている。

今後は、これらの問題を未然に防止するために、所有者が資産を適正に管理することを促し、さらには、発生した問題の解決が図れるよう、国の「空き家対策特別措置法案」提出の動き等も注視しながら、空き家対策の条例制定に向けて、検討していく。

## 行政改革に向けて

**問** 本市は、「郡山市第五次総合計画」において「職員一人ひとりの知恵と工夫による柔軟で迅速な対応と行政評価や

## 廣田 耕一 議員

**答** 本市では、一時間の授業のめあてを子どもの実態に応じて設定するとともに、授業の途中で到達度を確認する問題を実施し、つまずきのある場合は個別に指導するなど、フィードバック機能を生かした授業づくりに努めているところである。

板橋区における「フィードバック学習方式」については、定着が不十分な学習内容を補うために、学び直す機会の充実において有効であると考えている。

## 日和田駅周辺に歩道橋設置に向けて

**問** 日和田町は東北本線により町が寸断されているように多く町の民の声が寄せられている。6月定例会でも市政一般質問を行い、「公共交通の利便性向上を図るために立ち上げました郡山市とJRとの懇談会の中で話をしています。」との答弁があった。これを踏まえて、日和田駅周辺に歩道橋などを設置することについて、どのように取り組まれているのか。

**答** 本年11月に交通政策基本法が成立し、国や地方公共団体、交通関連事業等が連携して、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両等の交通に関する施策に取り組む責務が定められたところである。

現在、歩道橋の利用者数の見込や、駅西側地区からの駅へのアクセスなど、課題の整理を行っていることから、今後、「郡山市とJRとの懇談会」の中で具体的なテーマとしていく。

## 農業用水路の水害対策について

**問** ゲリラ豪雨や台風等により洪水や土砂崩壊等により災害が発生した。

日和田町の被害状況は、高倉山の東側中腹に南側川上から北側川下へと流れる安積疏水が敷設されており、この疏水溝に高倉山に降った大量の雨水が入り込むことによる被害である。用水が通水しているときは、雨水を処理する能力がなく、通水が終わると疏水溝にたまった落ち葉等が北側川下で詰まり、そこから溢れて被害が発生している。

安積疏水は市管理ではないが、農業用水路は、農業用排水としての農業効果を有するのはもちろんのこと、親水空間の形成や景観保全・防火用水などの様々な農業以外の多面的機能を有している。中でも、洪水防止の機能については、本市の水害対策に重要な役割を担っている。

そこで、安積疏水等の土地改良地区管理の農業用水路については、どのように対応していくのか。

**答** 安積疏水は、田畑に給水することを目的とした、農業用かんがい用水路として整備されている。

近年は、農業用水路の機能の他に、ゲリラ豪雨や台風による大雨など、排水機能も期待されている。本市としては、管理者の安積疏水土地改良区と連携を図りながら、適正な維持管理に努めている。

今後も安積疏水土地改良区と市消防防災課との間に、ホットラインを繋ぎ防災関連情報を共有するなど、より緊密な連携のもと、安定した水の確保及び水害防止対策などの多面的機能が十分発揮できるよう努めていく。



(前項から)

**石川 義和 議員**

進行管理により明らかになった課題等への対応を実施計画に反映させ、事業の着実かつ効果的な推進をはかる。」ということで行政改革に取り組まれている。これまでの本市の行政改革・改善の取り組み状況、その成果、そして今後の取組まれる考え方は。

**答** 本市の行財政改革は、郡山市行財政改革大綱により実施している。成果については市税などのコンビニ収納等、市民サービスの向上などを行ってきた。今後も職員が直接足を運び、市民の意見や要望を的確に捉え、積極的に市政に反映するとともに、部局横断的に事業を進める上で、より効果的な行政改革を一層推進する。

業務改善提案制度については平成20年度は29件、平成22年度は15件の提案があったが、震災の影響等により、平成23年度は10件、平成24年度は6件と減少している。今後においても、多くの職員が提案できるよう制度の見直しを検討していく。

**廣田 耕一 議員**

**道路冠水対策について**

**問** 6月定例会で、日和田町高倉字町裏と諏訪前の信号機のある県道交差点での冠水対策として「現場に近く、緊急時にも機動力を有する会社に変更いたします。」との答弁があり、その後、近くの委託業者が決定し、冠水時には対応が迅速に行われた。

しかし、実際の集中豪雨時には雨水が合流する交差点周辺の雨水を処理できず冠水した。市は、この状況をどう考えているのか。

**答** 頻発するゲリラ豪雨や周辺の土地利用の変化が原因のひとつと考えている。

水路管理者の福島県に対し、水路勾配の変化や拡幅などの再整備、また、敷地内の雨水が一気に流れ出ないような、流出抑制策等を講ずるよう、早急に要望していく。

**12月議会で、可決・採択された意見書及び請願**

- ・2014年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書
- ・「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」を取り下げることについての意見書
- ・「2014年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願書
- ・フットボールセンター建設の早期実現を求める請願書
- ・各種大会を誘致できる屋内50m温水プール建設についての請願書
- ・郡山市立、小中学校に対し、エアコン設置を求める請願書
- ・「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」についての意見書の提出を求める請願書
- ・湖南小学校統合による旧月形小学校の利活用と少年湖畔の村の整備についての請願書
- ・湖南 布引風の高原の観光についての請願書
- ・「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」については総務、財政常任委員会で採択すべきとされましたが、本会議において否決されました。新政会としては、国民の知る権利侵害の懸念、県民、市民の声を踏まえた十分な議論がされないまま、強行採決されたこと等により、本意見書提出に賛成の立場をとりました。

**新政会JTに「要望書」提出**

新政会は、日本たばこ産業(株)がJT郡山工場の廃止の方針を示したことに對し、11月5日JT郡山工場、11月8日JT本社をそれぞれ訪れ「要望書」を提出し、計画の見直しや雇用の維持を求めました。



**会派別議員名**

- 【創風会】 今村 剛司・高橋 隆夫・佐藤 徹哉・川前 光徳・安富真知子・勝又 俊博  
塩田 義智・諸越 裕・近内 利男・久野 三男・佐藤 政喜・遠藤 義裕  
大城 宏之・七海喜久雄・柳沼 清美・大内 嘉明・鈴木 祐治・熊谷 和年
- 【郡山市議会公明党】 田川 正治・但野 光夫・小島 寛子・柳沼 隆夫
- 【社会民主党】 飛田 義昭・柳田 尚一・村上 武
- 【日本共産党郡山市議団】 橋本 憲幸・岩崎真理子・高橋 善治
- 【虹とみどりの会】 蛇石 郁子・滝田 春奈
- 【郡山の未来をつくる会】 駒崎ゆき子

**特別委員会の設置**

12月議会において、「議会活性化特別委員会」及び「災害復興対策特別委員会」を設置しました。  
「議会活性化特別委員会」は議会改革・活性化をはかる目的で15人の委員で構成されました。一方、「災害復興対策特別委員会」は東日本大震災と原発事故の復興及び災害に強いまちづくりをはかる目的で10人の委員で構成されました。  
新政会からは議会活性化特別委員に佐藤文雄、石川義和、佐竹伸一、災害復興対策特別委員に廣田耕一、栗原晃、各議員が指名されました。

**新政会／議員紹介**

								
会長(6期) <b>橋本 幸一</b>	副会長(4期) <b>太田 忠良</b>	顧問(4期) <b>遠藤 敏郎</b>	幹事長(3期) <b>佐藤 文雄</b>	(1期) <b>良田 金次郎</b>	(1期) <b>石川 義和</b>	(1期) <b>廣田 耕一</b>	会計(1期) <b>栗原 晃</b>	(1期) <b>佐竹 伸一</b>
遠藤町多田野字河田41 電話024-957-3453 FAX024-957-2425	大槻町宇南213 電話-FAX 024-951-4334	喜久田町前田次字中津105 電話-FAX 024-959-4651	熱海町安子島字竹ノ内133 電話-FAX 024-984-2036	湖南町赤津字南町4172 電話024-983-2914 FAX024-983-2088	台新2-4-11 電話-FAX 024-953-6062	日和田町宇南2-111 電話-FAX 024-958-1101	亀田1-24-11 電話024-983-3739 FAX024-983-3741	基木1-18-1 電話090-2366-3130 FAX024-956-7119

ご意見をお気軽に  
お寄せください。

**虚礼廃止について**

公職選挙法により年賀状など、時候の挨拶状が禁じられております。市民の皆様には、趣旨をご理解いただきご協力を賜りますようお願いいたします。

